

平成23年度 第4回 高石市都市計画審議会 議事録（要約）

【開催日時】 平成24年3月28日（水） 午後4時00分から開催

【開催場所】 高石市役所 別館3階 多目的ホール

【出席委員】 委員16名中11名の委員と2名の委員代理が出席され開催致しました。

日野 泰雄 下村 泰彦 土井 幸一 中井 正司
出川 康二 清水 明治 古賀 秀敏 佐藤 一夫
松本 定 東口 正一 高橋 妙子

(以上委員 11名)

中谷 正之 伊集院 敏彦 (以上委員代理 2名)

【欠席委員】 丑野 正仁 合田 房雄 舩谷 隆康

【傍聴者】 2名

【議 事】 付議第1号 高石市都市計画マスタープランの改定について
その他

【答申事項】 付議に対しては、欠席者3名を除く委員13名の同意の上、原案の一部変更により認める答申がなされた。

【確認事項】 市長より、高石市都市計画マスタープランの決定についての付議書が提出された。

【質疑応答】

・高石市都市計画マスタープランの改定について

- (委 員) 高石市の臨海は、コンビナートを備えている。それを踏まえた防災内容が反映されていないのではないかと。地域防災計画は暫定版であり、中央防災会議、大阪府防災計画等の結果により今後の見直しを図る必要がある。その見直しに合わせて、都市計画マスタープランの改定も行う旨を終章に記載しておく必要がある。
- (会 長) 終章の今後の見直しの中に、「固定的なものではなく、様々な条件の変化に応じて見直す。」という内容の記載があるが、もう少し具体的に記載をする必要があるということか。
- (委 員) 現在の記載では、地域防災計画が暫定版であるにも関わらず、防災については完結している記載であるように思える。
- (会 長) 具体的な計画については、地域防災計画に記載されていると思われる。都市計画マスタープランでは、その内容を受けて、都市計画上どの様なまちづくりを行っていくかということに記載する必要がある。具体的にどのような記載をすればよいかご意見をいただきたい。
- (委 員) 「新たな地域防災計画が策定された場合には見直しを図る」という内容の記載をすればどうか。
- (会 長) 防災の計画と都市計画上のまちづくりとしての災害に対する方針という違いがあると思うが、「I章 3-4 都市防災の基本方針」の中に、方針や考え方については、「市内の大半が津波浸水予想区域に想定されています。そのため、(中略) 都市防災を進めます」という記載があり、ある一定の被害想定をした上で、都市計画上の方針等が記載されている。都市計画マスタープランは、これ以上の具体的な津波高の想定や計画内容を記載するものではないと思う。それを踏まえ、「I章 3-4 都市防災の基本方針」や「終章」の内容に過不足などがあればご意見をいただきたい。
- (委 員) 「I章 3-4 都市防災の基本方針」の中で、「臨界部における防災機能の強化」という記載があるが、津波対策の記載はなく、液状化対策の内容のみである。また、「II章 2-4 臨海地域」の「地震・津波に対する整備」の中で、防潮堤の記載がある。両箇所の記載の整合を図ればよいのではないかと。また、終章では「大きな変化があった場合には、見直しを図る」という内容の記載をすればよいのではないかと。
- (会 長) 臨海については、浸水しないように防潮堤などの対策を講じるのか、浸水することを前提としてその後の対策を講じるのか、地域防災計画でも明確ではないのかもしれない。また、「I章 3-4 都市防災の基本方針」と「II章 2-4 臨海地域」の整合性を図る必要はある。「I章 3-4 都市防災の基本方針」の内容に「津波への対策を検討するとともに、液状化・・・」という記載をすればどうか。

- (事務局)「Ⅰ章 3-4 都市防災の基本方針」と「Ⅱ章 2-4 臨海地域」の整合性について、対応させていただく。「終章」については、地域防災計画の見直しがあれば、その内容に応じて、都市計画マスタープランにおいても改定を検討する必要があると考えている。
- (会長) 防災計画そのものではなく、防災計画で想定されることを受けてまちづくりの観点でどのような記載をするかということである。地域防災の想定が変われば、まちづくりの観点から改定の必要もでてくると思う。現在の表現が不十分であれば、記載を追加する必要がある。
- (委員)「終章」で地域防災計画の記載を「地域防災計画（暫定版）」と変更していただきたい。また、次の段落で「固定的なものではなく、「大阪府石油コンビナート等防災計画、大阪府地域防災計画の変更等」、まちづくりに関わる」という記載に変更していただきたい。
- (会長) 今の内容も含め、事務局で文章の見直しを図っていただきたい。
- (事務局)「石油コンビナート等災害防止法、消防法、高圧ガス保安法等の関係法令」といった内容も含め、記載の見直しをさせていただきたい。
- (委員) 高砂公園の廃止は、蓮池公園の代替で面積などの法的制約上も含めて可能であるのか。
- (事務局) 大阪府と協議を進めている。大阪府が都市計画公園について、機能としての代替の確保を重視して見直しを検討している。
- (委員) 大阪府の確認を含めて、廃止が可能であるならよい。
- (会長) 公園については、避難場所や備蓄場所等の機能も含めて配慮していただきたい。
- (会長) 都市計画マスタープランにおいては、一部修正をもって了承していただき、内容については会長に一任の上で、後日各委員に報告するということがよいか。
- (一同) 了解。

・その他について

- (会長) 都市計画法の改正により、市に権限移譲されるため、当審議会で審議いただく内容が増えてくる。
- (委員) 都市計画道路の決定後、何年を目途に着工する目安などはあるのか。
- (事務局) 何年というような規定は特にはない。ただし、都市計画決定されたが未着手の事業については、見直しを図っていくよう検討を進めている。
- (委員) 何十年も土地の制約をうけたままで事業が進捗していない状況にある。駅前で一方通行の規制がかかっているのは全国で高石市しかない。人口減少がしている中で、駅前の発展を含めて対策を講じていく必要がある。

(会 長) 道路整備等においては、住民の方々とともに考えていかなければならない。
また、住生活基本計画を立案しており、ターゲットとするライフステージを
中心に、人口維持、増加のための方策が盛り込まれている。

【閉 会】 午後5時15分閉会